

地域の会

この度の新潟県中越沖地震により被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。
本24号の掲載は、第47回定例会（H19.5.9開催）、第48回定例会（H19.6.6開催）、第4回臨時会（H19.6.22開催）の内容です。
この度の地震関連については、臨時号（9月5日）発行予定です。

第3期委員委嘱 東京電力地下探査中間報告ほか



第47回定例会の概要

..... P2
平成19年5月9日（水）
柏崎原子力広報センター 研修室
出席委員 23名（欠席1名）
新潟県、柏崎市、刈羽村
保安検査官事務所
地域担当官事務所
東京電力（株）

CONTENTS

第47回定例会
“地域の会”第3期スタート!!
データ改ざん関連報告、地下探査中間報告について議論2

第4回臨時会
新しい検査制度の概要について2

第48回定例会
『なぜ企業は不正に導かれるのか』
慶応義塾大学商学部・大学院商学研究科 菊澤 研宗 教授3

発電所を巡る主な動き
原子力規制活動の透明性に関するワークショップ参加概要 他4

特別な保安検査の報告 新しい検査制度の概要



第4回臨時会の概要 P2~3

平成19年6月22日（金） 柏崎原子力防災センター
出席委員 16名（欠席8名）
新潟県、柏崎市、刈羽村
保安検査官事務所、地域担当官事務所、東京電力（株）



公開勉強会 『なぜ企業は不正に導かれるのか』

第48回定例会の概要 P3

平成19年6月6日（水） 柏崎市民プラザ 風の部屋
出席委員 18名（欠席6名）
新潟県、柏崎市、刈羽村
保安検査官事務所、地域担当官事務所、東京電力（株）

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会（「地域の会」）

柏崎刈羽地域では、現に存在する原子力発電所と対峙して生活せざるを得ません。それが事故無く稼動することは、個々の考え・主張の如何によらず、住民の最低かつ共通の思いです。

「地域の会」では、発電所そのものの賛否はひとまず置いて、安全運転に係る事業者や行政当局の必要にして十分な情報提供に基づき、発電所の安全について状況を確認し、地域住民の素朴な視線による監視活動を行うとともに、必要な提言を行うことを目的に、平成15年5月に発足、設置趣旨に沿った様々な活動を行っています。

地域の会 概要

- ①会員は、柏崎市、刈羽村に在住し、会が認める各種団体および地域の推薦を受けた24名の委員で構成。任期は2年。
- ②会の任務：(1)原子力発電所の運転状況及び影響等の確認・監視
(2)事業者等への提言
(3)会での議論、活動等の住民への情報提供
(4)委員の研修
(5)その他会の目的を達成するために必要と認められる事項
- ③県、市、村、国、事業者はオブザーバー、又は説明者として出席
- ④会議の種類：定例会（毎月1回）
臨時会（必要に応じて開催）
※会は、原則すべて公開。

第47回定例会

地域の会の委員は4月末で任期満了を迎え、今回、3期目(任期2年)24名(うち10名が新委員)の委員が選任された。

●委嘱状授与

(財)柏崎原子力広報センター理事長の会田柏崎市長より手渡された

【冒頭挨拶】

〈会田柏崎市長〉市民の代表として意見を述べ、発電所の透明性を高めてもらいたい。

〈品田刈羽村長〉平成14年の不祥事を契機に発足した、先進の取り組みである当会に熱い議論を期待する。

●新野会長、渡辺副会長を再任

●要望書提出
地域の会として、経済産業大臣・東京電力取締役社長に対し提出
(内容は前号に掲載)



【質疑応答】

Q 発電所構内で火災が頻発している。4月4日の養生シート焼失の消防署への通報が、なぜ3時間後なのか。

A (東京電力)焼失箇所が切断作業の場所とは隔離された原子炉圧力容器の下であり、炎を直接確認できなかったため。

”地域の会”第3期スタート!!

データ改ざん関連報告、地下探査中間報告について議論

Q 二重扉が同時に開くという事象が再発した。東京電力はこれを軽く見ているのではという不信感を抱く。

A (東京電力)二重扉の重要性は認識しており、既に設備的な対策を講じたが、それまでの間もドアに人員を配置するなどの対策をとっている。

Q 福島第一原子力発電所4号機の停止操作中に原子炉出力変動について、なぜ起きるのか、6%から23%に変動するというのは安全なのか。

A (保安院)原因は、電源スイッチの操作ミスでタービンが自動停止したため。望ましい状態ではないが原子炉自体は安全に停止した。

A (東京電力)タービンが自動停止すると原子炉の特性で一時的に出力は上がり、その後緩やかに下がる。通常の停止操作でも同じような動きをする。特段原子炉に異常があったわけではない。

Q 発電設備の総点検に関する評価と対応で、事案毎の評価が保安院と電力会社と違うのはなぜか。

A (保安院)保安院として法令違反と安全性の観点から統一的な評価区分を設けている。電力会社の評価とは別のもの。

A (東京電力)法令遵守、保安規定の観点で評価区分を設けた。保安院の評価とは別のもの。

Q 保安規定の変更命令という行政処分が行われた。事業者の変更手続きに要す期間はどれくらいか。

A (東京電力)事業者が案を作成し申請するまでの期限が7月31日。変更案を評価して認可する手続きは約一ヶ月と想定。

地下探査調査ルート・調査時期

- ① 平成18年9月 柏崎市宮川～妙法寺
- ② 平成18年9月・10月 柏崎市大湊～刈羽村十日市
- ③ 平成18年9月 柏崎市松波～曾地
- ④ 平成18年9月 柏崎市松波～発電所構内
- ⑤ 平成19年4月 発電所敷地内(現在解析中)



東京電力の地質調査中間報告

- 古い時代の地層に、うねった褶曲構造が確認できた。
- この褶曲構造は、より新しい地層である安田層(およそ12~14万年前までに形成)などにほぼ平らに覆われることから、活褶曲や活断層ではないと考えられる。
- ※褶曲(しゅうきよく)…地層の側方から大きな力が掛かった際に、地層が曲がりくねるように変形する現象のこと。
- ※新耐震設計審査指針により後期更新世(およそ13万年前)以降に活動した断層を活断層として評価する。…柏崎平野及びその周辺の地層では安田層と呼ばれる地層以降が対象となる。

【各委員の意見要望】

●電力会社の不正問題が多く出た重大な事態なのに、原子力立国計画を一方的に推進するという方針を変えていない経済産業省の姿勢に対して非常に不安。柏崎や全国の原子力発電所の深刻な実情を謙虚に反省し、方針を見直す姿勢を示してほしい。

●定期検査で協力会社の社員が増えているが、教育訓練がキチンとされていることを検証してほしい。

●保安院と東京電力の不正案件に対する評価区分のずれはお互いに精査し、ただ評価だけということのないようにしてほしい。

●県はボーリング調査で安田層の基底深さを確認し地質図として公表している。県は刈羽村滝谷で60mとしているのに、東電は20mという。東電調査は既存の資料と違っていることを指摘したい。

●東京電力の地盤調査のデータを入手し

公開するよう、柏崎市と新潟県に求めたい。そのデータを複数の機関から分析してもらいたい。

●地盤についての議論は昭和49年、当時の市長に一部の市民が提起し、柏崎市はそれを深刻にとらえて県と国に持ち上げたという経緯があり、柏崎市の責任で対応すべき。

●地盤調査について、東京電力から提出された情報は、調査をした上で県や国、市とも統一性のある結果を公表すべき。

●放射性物質が松葉から検出された。昨年は海底から検出され、排気筒での検出の隠れみすめがあり、放射性物質は、たびたび出ていたのではないかと不信感がある。微量だから問題ないという説明はしないほしい。

●放射性物質は五重の防御で、発電所から一切外へ出さないとの説明だったが、放射線物質が検出されたことは非常に重大なので、わかりやすい説明を。

第4回臨時会

新しい検査制度の概要について

平成19年度第1回特別な保安検査の概要報告

- 「発電設備の総点検に係る今後の対応30項目の具体化のための行動計画(平成19年5月7日)に従い実施…今後1年間、特別な保安検査を年4回行う
- 特別原子力施設監督官を加え、通常より1週間延長第1回(H19.5.28~H19.6.22)
- 主な検査項目
 - ①発電設備の総点検の結果に係る再発防止対策の実施状況(本店検査含む)
 - ②マネジメントレビューの実施状況(本店検査含む)
 - ③運転管理の実施状況
 - ④柏崎刈羽原子力発電所7号機定期安全レビューの実施状況
 - ⑤東芝製原子炉給水流量計問題に係る再発防止対策の実施状況(本店検査)
 - ⑥定例試験の実施状況(立会)
 - ⑦過去の違反事項に係る改善措置状況
- 保安活動における各プロセスの取組状況の確認に力点を置いた。また、柏崎刈羽原子力発電所1号機は、特別な検査を実施した。

結果
一部改善を要する事項等が見受けられたが、概ね計画通り、若しくは適切に措置、検討されていることを確認

- 柏崎刈羽原子力発電所を1年間担当する水野特別原子力施設監督官の紹介
- 2年間オブザーバーで協力いただいた柏崎刈羽原子力保安検査官事務所の金城所長と後任の今井検査官が報告

第48回定例会

なぜ企業は不正に導かれるのか

慶応義塾大学商学部・大学院商学研究科 菊澤研宗教授(商学博士)

●多発する企業の不祥事の原因と対策のヒントについて、菊澤慶応大学教授から講演

●「組織の経済学」の視点から企業の不正について、三つの理論による分析と抑止方法を事例を交えて解説

○なぜ企業は不正に導かれるのか？

不正や不祥事の原因は

- 倫理感の欠如でない
- 非合理性や無知のためではない
- 倫理的な人間であっても

○合理的に不正を起こす可能性はある

- 不正の背後には合理性がある
- 今後も不正は発生する可能性がある

(社会の利益・倫理よりも組織の利益を優先)

○不完全な(制約された)情報の中で合理的に行動する(限定合理性)と仮定↓社会の倫理より組織の利益を優先する

○分析と抑止方法

①高い取引コストが発生する状況

不正を公表すると高い取引コスト(伝統、信頼、取引関係の回復など)がかかるが、隠していた方がコストがかからず合理的と判断

※不正を抑止するには

- 取引コスト(しがらみ)の少ない人物の起用

●取引コストを節約する制度形成

②エージェンシー関係が成立している状況

依頼人と代理人の利害不一致(価値観の違い)、情報の非対称性(監視不可能)

●例えば、依頼人が株主と代理人が経営者の関係では、経営者の道徳の欠如により、無駄遣いや不正経理、粉飾決算が行われる

※不正を抑止するには

- 利害一致の制度(株主が取締役会へ参加など)と情報対称化(株主に情報を公開するIR活動など)

③所有関係が不明確な状況

所有権とは、自由に使用できる権利、利益を得る権利、これらを守る権利。例えば、暗黙の連帯責任制度により1人のミスが会社全体の責任につながるから隠へしてしまう

※不正を抑止するには

- 所有を明確化する制度形成

【質疑応答】

Q 東京電力が株主のものであるとすれば、『不正防止にはコストがかかる』ことを株主に説明する仕組みはできるのか。発電所の地域住民の安心・安全という地域の声を株主に承知して貰うにはどのような手段があるのか。

A (菊澤教授)住民の声を反映させる方法として、ドイツでは、地域密着型企業として、自治体が株主として取締役会に参画する事例がある。

Q 市場原理主義により、今日の企業はコストを削減し、不正をしなければ生き残れない状況である。追い詰められた企業の現状は、これが根源ではないか。

A (菊澤教授)自由市場経営はアメリカ的な経営であるが、最近では日本の経営のよさも見直されている。選択肢の問題で、状況によって市場取引がいい時もあれば、組織的な取引がいい場合もある。市場取引が一番の時代は終わっている。



【質疑応答】

Q 中の機器は交換できるが、建物が100年以上もつとは思えない。建物は建替えるのか。

A (保安院)高経年化対策として、30年に達する前に機器や建物の健全性の評価を事業者が要求している。その評価の時に建物がどれ位使用できるか評価する。

Q 運転開始後の経過時間により点検内容は異なるのか。

A (保安院)現在は一律13ヶ月運転し、2ヶ月点検という定めしかない。しかし、新しい炉と古い炉では点検間隔などが異なるのではないかとこの点は検討している。新しい検査制度は、平成20年度から実施予定。

Q 運転開始後、30年後や40年後には廃炉になるのか。

A (保安院)今の検査制度でも運転開始から30年以降のものは徹底的な検査を行い、その結果に応

じて保全を指示する。保全には経費がかかる為、保全するより造り替えた方がよいと事業者が判断すれば廃炉になる。

Q 炉心の耐用年数が30年とこののだが、後数年しかない1号機はどうなるのか。

A (保安院)耐用年数が30年とは言っていない。現在、30年以上経過した発電所は存在する。30年以上経過したものは高経年化対策として評価する。新しい検査制度では、高経年化対策を含めて各号機に対応した保全プログラムを策定することになる詳細な内容は、今後の議論となる。

Q 美浜発電所は運転中の検査で事故が発生した。制度の改正による運転中の検査強化は再発防止と逆行するのではないか。

A (保安院)目的は更なる安全性である。危険なことを運転中の検査では行わない。

Q 廃炉の技術は、どうなっているのか。

A (保安院)廃炉については、放射性廃棄物や土地の問題もあるが、議論は具体的に始まっており、法整備はできるところから行っている。

Q 02年のひび割れの問題でも、当時の科学的合理的な知見で見つけられると言いつながら、問題が発生している。科学的合理的な判断が曖昧ではないのか。

A (保安院)科学的合理的判断には、経験した中で考えられる合理性という条件がある。科学的合理性が万能と誤解することは非常に危険であり、規制側として知見に限界があることを認識しなければならぬ。その限界を超えた問題は、社会的な合理性を担保する必要がある。社会的な合理性を議論

するため、広聴・広報が重要。

Q 6号機配管の減肉について、一週間程度での復帰なら問題意識はない。定期検査の一ヶ月前倒しという予定外の停止は、建前と現実の対応の差に不信を感じる。具体論で説明してほしい。

A (保安院)6号機の配管減肉は、配管の肉厚管理指針の欠陥を心配したが、東京電力の指針適応の誤りであった。指針についての、科学的合理性は担保されていた。

A (東京電力)今回の事象は、管理基準の適用が間違っていた。新しい知見であり、管理基準の適用を見直す予定である。

【各委員の意見感想】

●トランプが生じてから高経年化対策を講ずる行政に納得できない。対策については、早急に行ってもらい必要がある。

●検査制度が規制緩和されるような感じがする。検査制度の改善の目的が見えてこない。

●検査制度の改正は、保安院は今より厳しくなると説明し、住民は今より甘くなると考え、意識にギャップを感じる。技術的な問題もあるが、より判りやすい広報を検討してもらいたい。

●昨年、資源エネルギー庁が公表した「原子力立国計画」で、検査制度について、コスト削減・経済効率といった流れを感じた。採算優先の危険性を運転期間延長から思った。

●保安院 採算性ではなく、安全性が高まる方向について検討している。

●エネ庁 採算性のみを重視しているのではなく、安全・安心を第一に考えている。諸外国と比較して低い設備利用率を、安全・安心を維持しながら如何に上げるのが研究課題である。

発電所を巡る主な動き (4月4日～6月6日)

- 4月4日 定期検査中の5号機原子炉建屋における養生シートの焼失の発見について公表
- 5日 定期検査中の5号機における4月4日発生の原子炉建屋出入り用二重扉の不具合について公表
- 6日 2号機海水熱交換器建屋(非管理区域)でのけが人の発生について公表
- 柏崎刈羽発電所敷地内における環境試料(松葉)からの極微量な人工放射性物質の検出について公表
- 「東京電力発電設備に対するデータ改ざん、必要な手続きの不備その他同様な問題に関する全社的な再発防止策」についての報告書の提出について公表
- 11日 県、柏崎市、刈羽村 安全協定に基づく月例状況確認
- 保安院 4号機第2回及び7号機第2回の定期安全管理審査について、規定に基づきいずれもB評定の審査結果を事業者へ通知
- 12日 5号機における原子炉建屋出入り用二重扉の不具合原因と対策について公表
- 定期検査中の5号機タービン建屋における温風送風機内からの発煙に関する原因と対策について公表
- 大湊側雑固体廃棄物焼却炉建屋におけるプロパンガス漏れについて公表
- 16日 定期検査中の5号機における4月13日発生の原子炉建屋出入り用二重扉の不具合について公表
- 20日 保安院 発電設備の総点検に関する評価と対応として、各電力会社に対し、行政処分に係る文書の発出と厳重注意を行い、メーカーに対して安全水準向上の要請文を发出
- 保安院 北陸電力志賀原子力発電所1号機における、平成11年の臨界事故及びその他の原子炉停止中の想定外の制御棒の引き抜け事象に関する調査結果について報告書として取りまとめた
- 発電設備に関する経済産業省からの行政処分等について公表
- 23日 保安院 東京電力から報告のあった、福島第一原子力発電所4号機における原子炉出力の変動の原因と対策に係る報告書の内容について妥当であると評価
- 定期検査中の5号機原子炉建屋における養生シート焼失に関する原因と対策について公表
- 25日 6号機タービン建屋内の水漏れについて公表
- 26日 6号機タービン建屋内の水漏れについて公表
- 27日 県、柏崎市、刈羽村 6号機手動停止状況等の確認
- 知事、柏崎市長、刈羽村長が一連のデータ改ざん問題の再発防止策について意見交換
- 保安院 東京電力から報告のあった、福島第二原子力発電所4号機における原子炉自動停止の原因と対策に係る報告書の内容について妥当であると評価
- 「柏崎・夢の森公園」の柏崎市の寄贈について公表
- 5月1日 1号機の定期検査開始について公表
- 2日 1号機の定期検査開始について公表
- 7日 保安院 各電力会社に4月20日に出した行政処分に係る通知に対し、各電力会社から弁明の申し入れがなかったため、行政処分を命ずる。加えて、当省の対応についての具体化した行動計画を策定
- 発電設備に関する経済産業省からの行政処分に
- 9日 県、柏崎市、刈羽村 安全協定に基づく月例状況確認
- 保安院 実用発電用原子炉に対する平成18年度第4四半期の保安検査結果等を原子力安全委員会へ報告
- 10日 保安院 実用発電用原子炉に係る平成18年度第4四半期の保安規定の認可実績について、原子力安全委員会に報告
- 柏崎刈羽原子力発電所敷地内における環境試料(松葉)からの極微量な人工放射性物質の検出に伴う追加調査結果について公表
- 11日 「放射性物質による汚染に伴う傷病者の診療に関する覚書」の締結について公表
- 16日 県、柏崎市、刈羽村、技術委員会委員が、データ改ざん等の概要と再発防止策の実施状況について発電所の状況を確認
- 知事、柏崎市長、刈羽村長の三者で東京電力勝保社長に、再発防止策の徹底と企業体質改善の取組及び自治体の取組に対する対応・協力(安全協定の改定)について要請
- 17日 新潟県 新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会を開催
- 21日 保安院 発電設備の総点検に関し、電力会社から再発防止策の具体的な行動計画が報告され、今後必要に応じ追加的な変更を指示
- 定期検査中の1号機原子炉建屋付属棟(非管理区域)でのけが人の発生について公表
- 「法務室」の設置について公表
- 「発電設備に係る再発防止策の行動計画」についての報告の提出について公表
- 22日～25日 保安院 「規制活動の透明性」をテーマに、OECD/NEA/WGPCワークショップ等の会合が東京及び東海村で開催
- 23日 6号機の定期検査開始について公表
- 28日 保安院 柏崎刈羽原子力発電所において、平成19年度第1回保安検査(保安規定の遵守状況の検査)を開始
- プラント停止中における予期せぬ制御棒引き抜け事象に係るBWR事業者協議会における対応について公表
- 29日 新潟県 東京電力の一連のデータ改ざん問題への対応について公表
- 保安院 北陸電力からの臨界事故に関する安全対策の総点検結果の報告内容について、厳格に確認し7月を目途に評価取りまとめ予定
- 31日 「企業倫理遵守に関する行動基準」の改定について公表
- 6月4日 定期検査中の2号機の原子炉起動操作実績について公表
- 5日 5号機の原子炉再循環系配管等の評価結果について公表
- 6日 定期検査中の2号機タービン制御装置内の制御回路の修正について公表

※号機のみ記載は柏崎刈羽原子力発電所分
色は東京電力の動き 色は行政の動き

トピックス 原子力規制活動の透明性に関するワークショップ参加概要

期日：平成19年5月22日～24日
場所：東京虎ノ門パストラル (22日～23日)
東海村 (24日)
主催：OECD/NEA/原子力規制活動委員会

“原子力規制活動の透明性”に関して一般公衆とのコミュニケーション分野における国際的な勉強会が5月22日から3日間に渡り開催されました。日本からも刈羽村村長、新野会長ら数名が発言者として参加しました。

※経済協力開発機構(OECD)原子力機関(NEA)の原子力規制活動委員会(CNRA)は各国の上級原子力規制官で構成される国際的な委員会。規制機関間で情報交換する、公開討論の場として設立。このワークショップには、2006年現在、17のNEA加盟国が参加している。

- ・第1回(2000年)パリ(信頼への投資)
- ・第2回(2004年)オタワ(原子力規制者への公衆の信頼の構築等)
- ・第3回(2007年)東京(原子力規制活動の透明性)



所感

原子力規制の透明性については、日本もまだ模索している段階。日本国内だけの問題ではなく、各国が同じ視点でこの問題を見ている。総括における「透明性や安全は公衆のためにある」との考えは全く同感である。「地域の会」の透明性を確保するための活動は、各国の発言と重なる部分が多くあり、権限は持たないものの、今後も住民の立場で、互いの信頼が築けるよう活動していくことの必要性を感じた。

地方自治体からの視点

〈刈羽村 品田村長〉

- ・情報の信頼性において、理解できなくても信頼することはできる。個人に対して持つ信頼が、人・機関への信頼となる。
- ・原子力政策に関して消費者にも理解活動をしていく必要がある。
- ・自治体の長として、「地域の会」をバックアップしていく。

国民の信頼とより良いコミュニケーションの更なる必要性

〈韓国日刊紙環境通信員 Mr. Hong Sup Cho〉

- ・原子力の安全は心理的、感情的なものに強く関与する。
- ・安全か否かではなく、メディアや住民はまず事実を知りたいのであり、きちんとした説明がなければ疑いを持つ。
- ・十分に情報を得ている一般公衆はパニックにはならない。

日本のNGOの視点

〈地域の会 新野会長〉

- ・安全、安心は信頼とコミュニケーションが不可欠。
- ・自治体、国、事業者は議論の過程を示す努力をし、情熱を持った対応を望む。
- ・国、企業のトップは現場の状況をもっと知る必要があり、得た情報や認識は次の担当者へ確実に伝えていくべき。
- ・地域住民は情報を判断するための知識を持つことが必要。
- ・メディアは、報道の影響力を認識した上で、信頼される報道を工夫すべき。

〈新野会長〉

「視点」では皆様のご意見をお待ちしています。宛先は下欄住所まで、またメールでも受け付けております。

とかく暗い話題が続いている。誰もが嘘をつけないために働け、みんな仲良くして教えられたらいい。

今、飢え、寒、不安、不信が高まっている。食の改ざん偽装は食品会社の幹部の指示だ。牛乳・洋菓子・食肉と次々に事件が繰り返されてる。BSE疑惑の消えない米国産牛肉を食べるとの幹部は指示する。電力会社の改ざん偽装は幹部の指示だ。電力会社は「謙虚になりました。誠実に対応します。私たちがかわります。」との大々的なPRは何だかんだでやっています。年金疑惑は組織のみに批判されている。何れも上司の不正指示に従順に従っている。原爆投下も戦争終結の必要悪と発言した大臣は世論の抗議を辞職した。不正行為が指示者も実行者も競争社会の「勝者」で社会の加害者である。被害者は教えずに忠実な庶民である。

何かがおかしいのではないかと。不正の繰り返しが感性麻痺になることが怖い。どう考えても不正が勝者の社会は誤りだ。

柏崎刈羽地域の最大関心事が原子力発電所であること異論はない。

愚直に原子力発電所に向き合っている。すがすがしい気分を暮らす日はいつ来るのだろうか。大事が無く梅雨明け、台風も無い平穏な自然環境を願うものである。

(運営委員 武本)

今後の「地域の会」定例会の開催案内

- 第51回定例会
日時：平成19年9月5日(水)午後6:30～
場所：柏崎原子力広報センター(研修室)
- 第52回定例会
日時：平成19年10月3日(水)午後6:30～
場所：西山町いきいき館

※開催日時や場所は変更になる場合がありますので、詳しくは事務局にお問い合わせ願います。

会は公開で行われています。お気軽にお越し下さい。

地域の会ではホームページで活動の全てを公開しています。

ホームページでは活動状況をタイムリーにお知らせすると共に、会議録、会議資料の全文を公開しており、資料をダウンロードすることもできます。また、ホームページおよび地域の会に対するご意見・お問合わせについて、ホームページ上からも受け付けています。

<http://www.tiikinokai.jp>